

「本庄市子ども・子育て支援事業計画」(案)

「についてみなさんのご意見を募集します」

市では、子どもの教育、保育、子育て支援に関する総合的な計画の策定を進めています。

閲覧場所 子育て支援課(市役所2階)、市民福祉課(総合支所仮庁舎)、中央公民館、図書館(本館・児玉分館)

期間 1月8日(休)～2月6日(金)

※市ホームページでもご覧になれます。

対象

- ①市内在住・在勤・在学者
- ②市内に事務所又は事業所を有する人
- ③市税の納税義務を有する人
- ④この事案に利害関係を有する人

閲覧時間 各閲覧場所の開庁・開館時間

意見の提出方法 所定の用紙

(各閲覧場所にて配付又は市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入のうえ、直接又は郵送、ファックス、

クス、電子メール(kosodate@city.honjo.lg.jp)と左記
郵送先 〒367-8501
 本庄市本庄3-5-3
 本庄市役所子育て支援課

意見の取り扱い

- ・意見に対する考え方及び修正案は、内容を公表します。
- ・類似の意見は取りまとめて公表します。
- ・住所・氏名等は公表しません。
- ・意見に対する個別の回答は行いません。

★子育て支援課 ☎1133
 0・☎⑤1145

子ども医療費の登録はお済みですか？

市では、市内に住所があり、医療保険に加入している15歳までの子どもの医療費等を支給しています。この制度を利用するには、保護者による事前の登録が必要です。原則として、登録申請をした日から支給の対象となりますが、出生日や転入日の翌日から15日以内に申請すると、出生日や転入日から支給の対象となります。

登録場所 子育て支援課(市役所2階)、市民福祉課(総合支所仮庁舎)

※「重度心身障害者医療費受給者証」を持っている子どもは、登録不要です。

登録申請に必要なもの

- ①対象の子どもの健康保険証(できていなくても仮の登録申請をお願いします。)
- ②保護者名義の通帳
- ③印鑑(朱肉を使うもの)

子ども医療費の適正化にご協力ください

○緊急時以外は、平日昼間の診療時間内に受診しましょう。

○同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。

○ジェネリック医薬品の使用について、医師や薬剤師に相談してみましょう。

★子育て支援課 ☎1133
 市民福祉課 ☎⑦1333

「本庄市公共施設再配置計画」(案) についてみなさんの意見を募集します

市では、将来にわたって維持可能な施設の規模を定め、施設を通じた行政サービスの維持・向上のための最適な施設配置や効率的な管理運営の指針となる、本庄市公共施設再配置計画の策定を進めています。

期間 1月13日(休)～2月12日(休)

対象 ①市内在住・在勤・在学者

- ②市内に事務所又は事業所を有する人
- ③市税の納税義務を有する人
- ④この事案に利害関係を有する人

閲覧場所 企画課(市役所3階)、総務課(総合支所仮庁舎)、中央公民館、図書館(本館・児玉分館)

※市ホームページでもご覧になれます。

閲覧時間 各閲覧場所の開庁・開館時間

意見の提出方法 所定の用紙(各閲覧場所にて配付又は市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入のうえ、直接又は郵送、ファックス、電子メール(kikaku@city.honjo.lg.jp)で下記へ

郵送先

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 本庄市役所企画課

意見の取り扱い

- ・意見に対する考え方及び修正案は、内容を公表します。
- ・類似の意見は取りまとめて公表します。
- ・住所・氏名等は公表しません。
- ・意見に対する個別の回答は行いません。

★企画課 ☎⑤1157・FAX②8499

「広報ほんじょう」に広告を掲載しませんか

毎月32,500部発行の広報ほんじょうに広告を掲載しませんか。

広告媒体 広報ほんじょう(毎月1日発行)

募集期間 1月30日(金)まで(必着)

広告の規格等

①掲載位置 「くらしの情報すてーしょん」のページの最下段

②募集枠数 6枠

③枠の大きさ(1枠当たり)
おおむね縦52mm×横86mm

④刷色 単色(黒)

⑤広告料(1枠当たり)

3号分につき30,000円

⑥掲載期間 4月～6月号(3号分)

※4月号から平成28年3月まで(12号分)の申し込みも可能です。

申込 次の書類を郵送又は直接秘書広報課広報広聴係(市役所3階)へ提出

①有料広告掲載申込書(秘書広報課で配布又は市ホームページからダウンロードしたもの)

②広告の原稿(電子データ)

③業務内容などがわかる書類(パンフレット等)

④市町村民税の納税証明書(申込者が市外の場合)

郵送先 〒367-8501

本庄市本庄3-5-3 本庄市役所秘書広報課

注意事項

- ・内容によっては掲載できない場合があります。
- ・応募多数の場合は抽選等により掲載を決定します。

※詳しくは、「本庄市有料広告事業取扱要綱」及び「広報ほんじょう広告掲載基準」をご覧ください。秘書広報課及び市ホームページで閲覧できます。

★秘書広報課 ☎ 1155

はにぼんプラザ「市民活動支援ルーム」に入居する市民活動団体を募集

市では、今年5月末にオープンする市民活動交流センター(はにぼんプラザ)3階「市民活動支援ルーム(貸事務室)」に入居する市民活動団体を募集します。

募集区画数 3区画

※各区画は150cm高のローパーティションで仕切ります。

使用許可面積 約3㎡(入居団体専用)

※事務机、椅子、サイドロッカー等の備品は無償貸与、電話・インターネット回線引き込み済(プロバイダー料や通話料は入居団体負担)。入居団体共用のミーティングテーブルあり。

使用料(平成27年度月額) 6,059円(光熱費込み)

応募資格 市民活動(市民による自主的で公益的かつ営利を目的としない活動)を行う団体で、事務所機能を必要とし、市民活動支援ルームを主たる事務所として使用する等の募集要項に定めた条件をすべて満たしている団体

※申請書及び募集要項は、市民活動推進課(市役所3階)で配布又は市ホームページからダウンロードできます。

申込 2月2日(月)から20日(金)までに申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて直接下記へ

※30分程度の聞き取りを行うため、事前に電話で予約をしてください。なお、受付後に審査を行い、対象団体が3団体を超える場合は、抽選により入居団体を決定します。

★市民活動推進課 ☎ 1118

本庄市介護保険運営協議会委員を募集

市では、介護保険に関する調査や審議をするために、介護保険運営協議会を設置しています。

この協議会へ市民のみなさんのご意見を取り入れるため、協議会を構成する委員を募集します。なお、選考方法は書類審査とし、結果は応募者全員に通知します。

応募期間 1月9日(金)～26日(月)(必着)

応募資格 本庄市介護保険の被保険者

募集人数

- ・第1号被保険者(65歳以上) 1人
- ・第2号被保険者(40歳～64歳) 1人

任期 委嘱の日から3年間

応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、「これからの介護保険制度について」をテーマとした800字以内の論文を添えて、郵送又は直接下記へ

※応募用紙及び公募要領は、介護いきがい課(市役所1階)、市民福祉課(総合支所仮庁舎)で配布又は市ホームページからダウンロードできます。

郵送先

〒367-8501

本庄市本庄3-5-3

本庄市役所介護いきがい課

★介護いきがい課 ☎ 1719